

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（案）

(1) 国の省令に準拠する事項

①学級の編制に関する基準

- ・満3歳以上の園児について学級を編制
- ・1学級の園児数は35人以下を原則、同年齢の園児による編制を原則

②職員に関する基準

- ・各学級ごとに担任する専任の保育教諭等を1人以上必置（専任の副園長・教頭が兼任可、専任の助保育教諭・講師が限定的に代替可）
- ・教育・保育の直接従事職員の職員配置（満4歳以上児30人：1人、満3歳以上満4歳未満児20人：1人、満1歳以上満3歳未満児6人：1人、満1歳未満児3人：1人、ただし、常時2人以上）
- ・調理員を必置（調理業務の全部を委託する場合は不要）

③設備に関する基準

- ・園舎・園庭を必置、園舎は2階建以下を原則（特別の事情により3階建以上も可）
- ・保育室等は1階に設置（園舎が耐火建築物であること等の一定の基準を満たす場合は2階・3階以上（満3歳未満児に係るものに限る）も可）
- ・園舎・園庭は、同一敷地内・隣接地に設置を原則
- ・園舎面積は、幼稚園基準と保育所基準（満3歳未満児に係る部分に限る）を合算、園庭面積は、満3歳以上児に係る幼稚園基準と保育所基準のいずれか大きい方の面積と満2歳児に係る保育所基準による面積を合算した面積以上、各居室（乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室）の面積は、保育所基準による面積以上
- ・職員室、保健室、調理室、保育室等を必置（特別の事情により保育室と遊戯室、職員室と保健室との兼用可。保育室数は学級数以上）
- ・食事提供方法を外部搬入とする場合で加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるとき、自園調理による食事提供対象園児数が20人未満の場合に必要な調理設備を備えるときは、調理室を備えないことができる。

④運営に関する基準

- ・教育・保育の期間及び時間については、教育週数39週以上、1日当たりの教育時間を4時間とし、教育・保育時間は1日につき8時間を原則とする。
- ・保育を必要とする園児に対し、自園調理による食事提供を行う義務（保育所基準による要件を満たす場合は外部搬入も可）
- ・人格の尊重、職員の資質向上・研修機会の確保、差別的取扱いの禁止、虐待等の禁止、懲戒権限の濫用禁止、秘密保持の義務、苦情への対応、家庭との連絡・連携

⑤その他

- ・みなし幼保連携型認定こども園の職員配置については施行日から5年間、設備については当分の間、なお従前の例によることができる。
- ・施行日から起算して5年間は、副園長・教頭の教諭免許状及び保育士資格については、いずれかを有していれば足りるとする。
- ・既存の幼稚園又は保育所から幼保連携型認定こども園に移行する場合における園舎・保育室等・園庭の面積、保育室等を2階以上に設ける場合の待避設備等の要件及び代替地の活用（園庭設置）に関する特例

(2) 県独自に追加する事項

①食事

県独自に追加する基準	基準設定の理由
地域で生産される食材の活用、季節を感じられる食事の提供等への配慮に努める。	食の安全や食育、地産地消の消費拡大の観点から、季節感のある食事の提供や地産地消に配慮することを努力義務とする。

②防災・非常災害対策

県独自に追加する基準	基準設定の理由
消火用具、非常口、その他非常災害に関して必要な設備を設けなければならない。	実効性の高い非常災害対策となるように、必要な設備を設けることを義務付ける。
想定される非常災害の種類ごとにその程度、規模に応じた具体的な計画を策定し、連絡体制を整備し、定期的に必要な訓練を行わなければならない。	避難等の計画段階から災害の態様ごとに具体的な計画を立て、必要な訓練を行うことを義務付ける。
避難及び消火に係る訓練は、少なくとも毎月1回は行わなければならない。	入所者の成長に応じた適切な避難行為等を指導できるよう、毎月1回の訓練を義務付ける。
関係自治体、近隣住民、医療機関、他の社会福祉施設との協力体制の構築に努める。	施設の火災等においては、施設職員だけでは対応が必ずしも十分でない場合が多いことから、関係自治体、消防団、近隣住民、医療機関、他の社会福祉施設等との日常の連携を密にし、緊急時の応援、協力体制を確保することを努力義務とする。
要配慮者の受入への配慮に努める。	災害時に要配慮者の支援を行うため、他の社会福祉施設の入所系サービス事業所等と同様に、受入に配慮することを努力義務とする。

③虐待防止

県独自に追加する基準	基準設定の理由
研修には児童の権利擁護、虐待防止等の内容も含まれることを明記する。	児童虐待防止のため、児童の権利擁護、虐待防止等を内容とする研修の機会を確保することを義務付ける。

意見提出用紙

岡山県保健福祉部子ども未来課 行き
 郵 送：〒700-8570（住所不要）
 FAX：086-234-5770
 電子メール：kosodate@pref.okayama.lg.jp

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼
 保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例」
 （案）に対する意見

<p>【該当する基準案】 ※基準案の内容等を記入してください</p>
<p>【ご意見記入欄】</p>

ご住所（市町村名のみで結構です。）	電話番号	
お名前	性別	年齢 歳

※お名前、電話番号、ご住所（市町村名を除く）を公表することはありません。
 ※記載された個人情報は、基準案に対する意見募集の目的以外には使用しません。